

JIS

国際標準図書番号 (ISBN)

JIS X 0305 : 2020

(ISO 2108 : 2017)

(INFOSTA/JSA)

令和 2 年 3 月 23 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 渕 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	江 崎 正	IEC/SMB 日本代表委員 (ソニー株式会社)
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田 中 一 彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋 爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 田 真 幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	水 本 哲 弥	東京工業大学
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 63.2.1 改正：令和 2.3.23

官 報 掲 載 日：令和 2.3.23

原 案 作 成 者：一般社団法人情報科学技術協会

(〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14 日本図書館協会会館 TEL 03-6222-8506)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 国際標準図書番号 (ISBN) の構成	5
4.1 ISBN の一般構成	5
4.2 GS1 記号	5
4.3 国記号	5
4.4 出版者記号	5
4.5 書名記号	6
4.6 チェック数字	6
5 ISBN の付与	6
6 出版物上の ISBN 表示及び位置	7
6.1 全般	7
6.2 印刷物	7
6.3 電子出版物及びその他の非印刷製品形態	7
6.4 複数の ISBN の表示	7
7 ISBN システムの管理	7
附属書 A (規定) ISBN の付与及び使用の原則	8
附属書 B (規定) ISBN システムの管理	13
附属書 C (規定) ISBN のチェック数字	15
附属書 D (規定) 付与済み ISBN の登録用メタデータ	17
附属書 E (参考) デジタルネットワーク上でリンク可能な ISBN	20
参考文献	23
解 説	24

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人情報科学技術協会（INFOSTA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 0305:1999** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

国際標準図書番号 (ISBN)

International Standard Book Number (ISBN)

序文

この規格は、2017年に第5版として発行された **ISO 2108** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

国際標準図書番号 (ISBN) は、出版業界のための識別システムとして、1970年の制定以来、国際的に認められている。ISBN は、同じ出版物であるが、製品形態又は製品形態の特徴が異なるため別々に販売されている場合など、似た出版物を個別に識別できるようにする。ISBN は、発行者による出版企画の権利取得からその後の編集制作、販売流通の一連の出版活動全体にわたり単行出版物に付随する。

ISBN は、出版物の識別子として、図書出版業界の必要性を満たす上で重要な役割を果たしている。ISBN システムは、発行者、書店、図書館、その他の組織の、注文及び在庫管理システムの重要な構成要素として機能する。このシステムは、図書出版業界全体で使用されているディレクトリ及びデータベースにとって、あらゆる版の単行出版物に関するデータの収集基盤となっている。ISBN で識別された出版物は、より多くの販路によって広範に提供ができるため、結果的にその販売可能性を極限まで拡大することになる。出版業界にとっても、ISBN を使用することで権利管理及び売上データ監視が容易になる。

1 適用範囲

この規格は、特定の発行者によって出版又は製作され、個別に販売され、広く提供される単行出版物の各製品形態又は版に対する、唯一の国際識別システムとしての国際標準図書番号 (ISBN) の仕様を確立するためのものであり、ISBN の構成、その付与及び使用の規則、ISBN の付与に関連付けられるメタデータ並びに ISBN システムの管理について規定する。

この規格は、単行出版物 (図書) に適用し、文章自体 (コンテンツ) には適用しない。単行出版物には、その個々の章又は節が個別に提供される場合はそれらの章又は節も適用になるほか、一般に提供される特定の種類の関連製品も、これらの出版物が販売されるか無料配付されるかに関係なく適用する。適用製品及び適用外製品の例を **附属書 A** に示す。

注記 1 詳細な運用案内は、この規格の登録機関から入手可能な最新版利用者マニュアル (箇条 7 を参照) に掲載している。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 2108:2017, Information and documentation – International Standard Book Number (ISBN) (IDT)

なお、対応の程度を表す記号 “IDT” は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している” ことを示す。